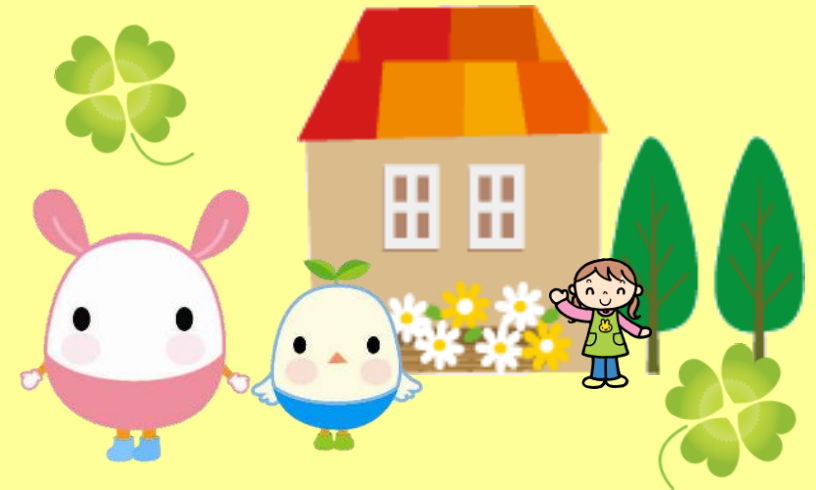
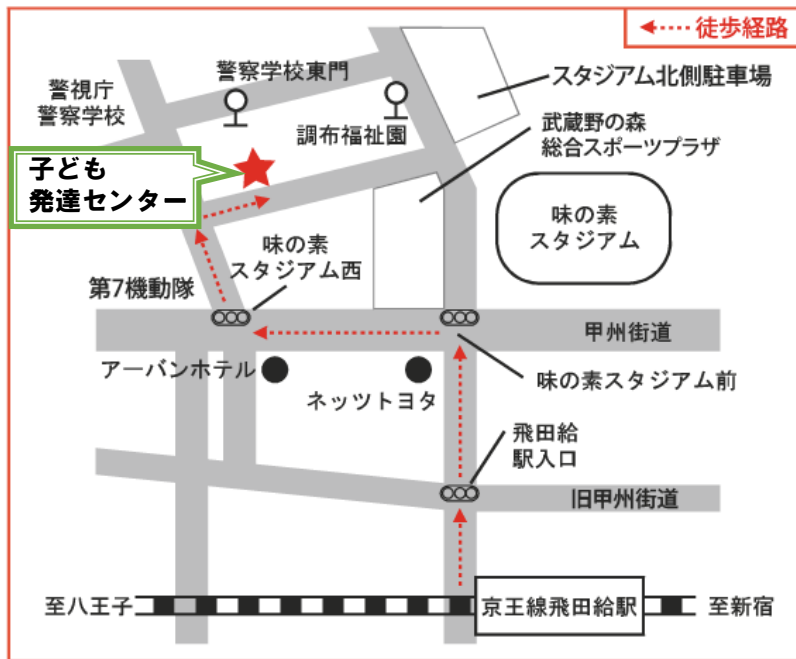


居宅訪問型児童発達支援事業



【申込・問い合わせ先】

調布市子ども発達センター

住所：〒182-0032

調布市西町290-49

電話：042-486-1190

E-mail：ayumi@w2.city.chofu.tokyo.jp



重症心身障害があるなどの理由で外出することが困難なお子さんに対して、保育士などの支援員がご自宅を訪問し、様々な遊びをとおして発達を促す取り組みを行います。

★調布市内在住の満1歳～就学前のお子さんが対象です。

調布市子ども発達センター

居宅訪問型児童発達支援事業のご利用のながれ

1 お問い合わせ

まずは、お気軽にお問い合わせください。

2 面談

お子さんの様子を伺ったり、事業の説明をします。

3 同行受診

職員が受診に同行させていただくなど、主治医に事業の説明や利用の可否を確認し、お子さんの様子を共有いたします。



4 申請

利用申請書を子ども発達センターにご提出ください。



5 ご契約

受給者証に基づいて、子ども発達センターと利用契約を結びます。

6 ご利用

「個別支援計画」を作成します。計画に沿って職員が訪問し、発達を促す遊びを行います。

対象児

- 重い障がいがある児童
- 医療的ケア（人工呼吸器を装着している等）が必要な児童

※ 児童福祉法に基づく事業です。（児童福祉通所受給者証が必要で、利用料の負担があります。3歳児～5歳児は、就学前の障害児の発達支援の無償化により、利用料の負担はありません。）

療育内容（例）

- 読み聞かせ
- うた
- ふれあい遊び
- 感覚や感触遊び



訪問について

- 頻度：月1回程度
- 時間：1回につき1時間程度
- 訪問支援員：原則2人
（保育士・理学療法士又は保健師）

